

児童福祉施設に対する実地検査に係る政令等の改正について

1. 現行制度（児童福祉法施行令第38条）

都道府県知事は、当該職員をして、一年に一回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第四十五条第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを**実地につき検査させなければならない。**

2. 分権提案及びその対応

【提案内容】

（略）昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、現地への立入を控えている。（略）今後もしばらく実地での監査の未実施が続く可能性が高い。そのため、今般のコロナ禍のような状況下においても法定の指導監査が実施できるよう、現地を伴わずリモート等による実施について検討をお願いしたい。

【対応方針】（令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）抄）

（2）児童福祉法（昭22法164）

（x）児童福祉施設に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、**実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すことを検討**し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

児童福祉施設に対する実地検査に係る政令等の改正について

3. 研究会の報告

令和4年1月の「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」において、児童福祉施設に対する監査に関して以下のとおり報告書が取りまとめられた。

新型コロナウイルス感染症の流行状況や他の福祉施設についての対応等を踏まえ、**実地によるものを原則**とした上で、

①対象となる児童福祉施設の所在地における感染症の流行状況を踏まえ、**実地による監査を控えるべき事情がある**

と認められ、かつ、直近の監査において大きな問題が確認されていない、

②対象となる児童福祉施設の**前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されている**

等のいずれかの場合においては、**例外的に書面監査を可能とすることが適当**であり、そのための法令上の措置を講ずるべきと考える。

注 報告書では、②の場合であっても、設置後一定年数を経過している施設を対象とすべきとされている。

4. 今後の予定

報告書の内容に沿った以下の内容で政令等の改正を実施予定（現在パブリックコメント集計中）。

引き続き実地検査を原則。例外的に、

- ・天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合
- ・前年度の実地検査の結果その他厚生労働省令で定める事項（児童福祉施設等を設置してからの年数を規定予定）を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合

には、実地によらずとも検査を実施できることとする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正について

改正事項

- 児童福祉施設に関し以下の取組を行うため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等について以下の改正を予定している。
 - 児童福祉施設における児童の安全確保のための計画策定の義務化
 - 児童福祉施設における業務継続計画策定等の努力義務化
 - 保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定の緩和
 - 保育所における看護師等のみなし配置に関する乳児の在籍人数要件の見直し
- ①、②については、児童自立生活援助事業所や放課後児童健全育成事業所など児童福祉施設以外の施設等についても、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）において同様の改正を実施予定。
- ①、②、③については家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において同様の改正を実施予定。
- 各改正事項については、追って留意事項等をお示しする予定。

改正スケジュール（予定）

本年8月中旬～9月中旬 パブリックコメント実施中

本年10月上旬以降 公布

令和5年4月 施行

① 児童福祉施設等における安全計画の策定について

保育所を始めとする児童福祉施設等が児童の安全を確保するための計画を策定することを義務付ける省令改正を予定。

- 第208回国会で可決・成立した改正児童福祉法は、衆議院において議員修正が行われており、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等（※）の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準（省令）に従わなければならないこととする改正が行われた。
（※）児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）、家庭的保育事業等、一時保護施設
- 具体的には、各児童福祉施設等は「児童の安全を確保するための計画」を策定しなければならないとする国の基準（省令）を定める予定であり、各都道府県等はこの省令の規定を条例化することで、全ての児童福祉施設等に計画の策定が求められることとなる。
- 児童福祉施設のうち、保育所や家庭的保育事業等については、保育所保育指針や子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設として、既に児童の安全に関するマニュアルや指針の策定が求められているところ、こうした現行の取組も踏まえつつ、昨今の保育所等での事故や幼稚園における学校安全計画などとの整合性も踏まえつつ、取組を強化する方針であり、令和5年4月から施行予定。
- それ以外の児童福祉施設等については、各施設の性質や状況等を踏まえ、経過措置として一定期間安全計画の策定等を努力義務とする規定を設ける予定。
- なお、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められていない施設・事業所についても各事業の性質や実態等に鑑み、通知等により、児童の安全の確保に関する取組の実施を促していく予定。

<改正児童福祉法：令和5年4月1日施行時点> ※傍線は児童福祉法等の一部改正法案による改正箇所のみ

（児童福祉施設の設備及び運営についての基準）

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一・二 （略）

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③～⑥ （略）

※家庭的保育事業等及び一時保護施設についても同様の規定を創設

(参考) 衆・厚生労働委員会での修正趣旨と参・厚生労働委員会での附帯決議

<趣旨説明>

ただいま議題となりました「児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案」につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年夏に福岡県の保育所で送迎バスに取り残された園児が死亡した事例など、保育所での重大事故は残念ながら後を絶ちません。

幼稚園や認定こども園においては、学校保健安全法により安全計画の策定が義務付けられている一方、保育所における児童の安全確保については、大臣告示である保育所保育指針やその解説通知において触れられているに過ぎないのが現状であります。

このため、保育所を含む児童福祉施設等、児童が長期にわたり入所又は通所する施設については、安全計画の策定を始めとする「児童の安全の確保」に関する事項が国の定める運営基準として明確に位置付けられる必要があると考え、本修正案を提出いたしました。

修正の要旨は、家庭的保育事業等及び児童福祉施設並びに一時保護施設の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として「児童の安全の確保」を追加することです。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

<附帯決議>

保育所が送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画を策定することを、都道府県等が従うべき国の運営基準として定めること。その際、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その実効性を確保させること。

② 児童福祉施設等における業務継続計画の策定について

保育所を始めとする児童福祉施設等が業務継続計画を策定すること等を努力義務とする省令改正を予定。

研究会の報告

令和4年1月の「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」において、感染症流行時等の業務継続に関して以下のとおり報告書が取りまとめられた。

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の取りまとめを踏まえ、障害児入所施設等を含む障害福祉サービス等事業所においては、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修・訓練（シミュレーション）の実施等を義務化する規定が設けられている。**障害児入所施設を含めた他の社会福祉施設における取組を踏まえれば、児童福祉施設においても、業務継続に向けた計画の策定を進めるべき。**
- 具体的には、感染症流行時の業務継続の観点から、以下の対応が必要。
 - ①業務を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める
 - ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努める
 - ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う
- また、障害児入所施設の業務継続計画では、感染症だけではなく、地震や水災害といった非常災害が発生した場合も想定しているため、児童福祉施設においても同様の扱いとすべきと考えられる。
- さらに、業務継続計画は感染症対策の一環でもありと考えられること等も踏まえれば、業務継続計画においては、感染症に共通する基本的な感染対策等も組み込む必要があると考える。

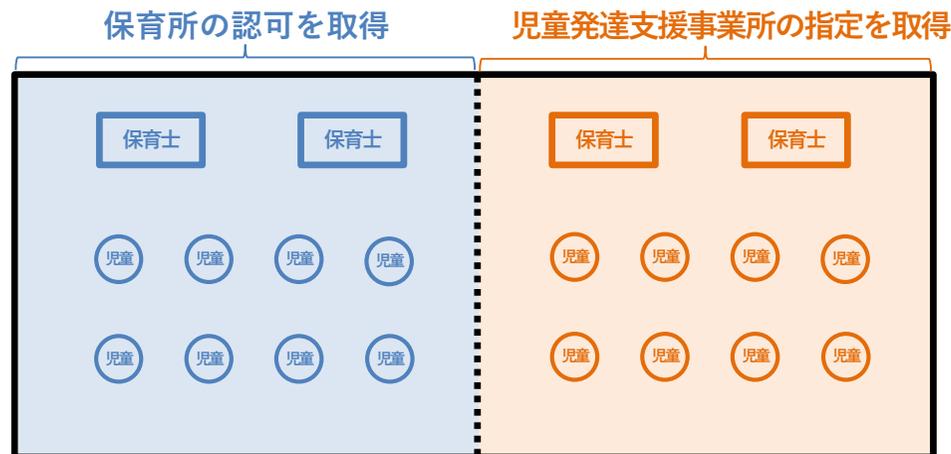
③ インクルーシブ保育について

令和3年10月25日第5回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」提出資料を基に作成。

保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定の緩和を行う。

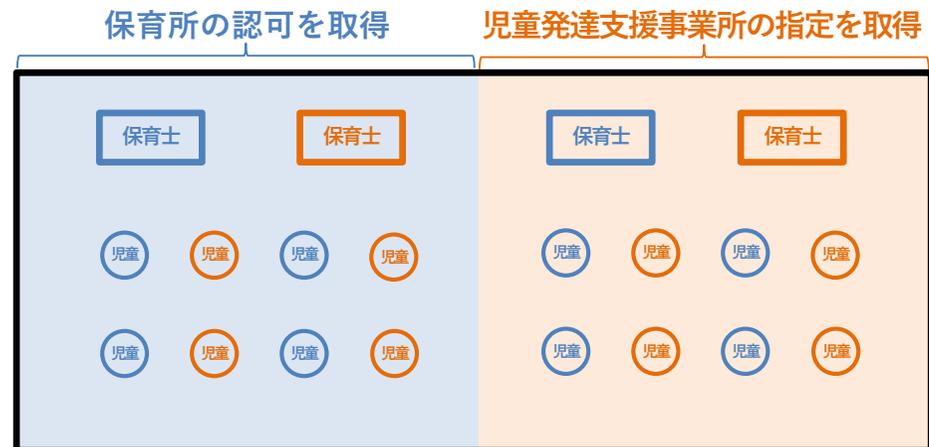
保育所と児童発達支援事業実所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ）

○保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がそれぞれで 保育・療育を行う場合



現行制度で実施可能

○保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がともに保育・療育を行う場合



保育所及び児童発達支援事業所の設備運営基準の見直しが必要

具体的な取組内容

□検討を速やかに開始すべきもの

■中長期的な課題

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

④ 保育所における看護師等のみなし配置に関する人数要件の撤廃について

保育所におけるみなし看護師等の雇用に当たっての乳児の在籍人数要件を一定の要件の下で撤廃する省令改正を予定。

- 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により、経過措置として、**乳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師**（以下「看護師等」という。）**を1人に限り保育士とみなすことができる**こととされている。
- 少子化の進行等により保育所に入所する乳児の数が4名付近となるケースが増えている。この場合、**看護師等の処遇が乳児1人の入退所に左右され安定しないとの指摘**があり、**引き続き安定して看護師等が勤務することを可能とする必要がある。**
- こうした状況を踏まえ、国家戦略特別区域ワーキンググループ（令和3年12月20日）において**保育の質を保ちつつ、乳児の在籍人数の要件を撤廃する**ための方策が議論され、以下のとおり結論が出ているため、今般、所要の改正を行う。

<国家戦略特別区域ワーキンググループ（令和3年12月20日厚生労働省提出資料抜粋）>

- ①保育士・看護師等の**相互のフォローアップ体制を確保しつつ同一の場所で合同で保育に当たること**、
 - ②看護師等が、一定の基準を満たす乳児保育に係る研修を受講するなど、**乳児保育に関する知識経験を有する者であること**
- の2つの要件をいずれも満たす場合に限り、乳児の人数にかかわらず看護師等を1人に限り保育士とみなすことができるとする方向で検討する。

- 乳児の在籍人数の要件を撤廃することとするが、これに伴い、条文上は看護師等のみで乳児への保育を行うことが可能となってしまうことから、別途、**保育士と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識と経験を有することを要件として明確化する。**

※一定の知識と経験についての具体的な要件は別途通知で示すこととする。